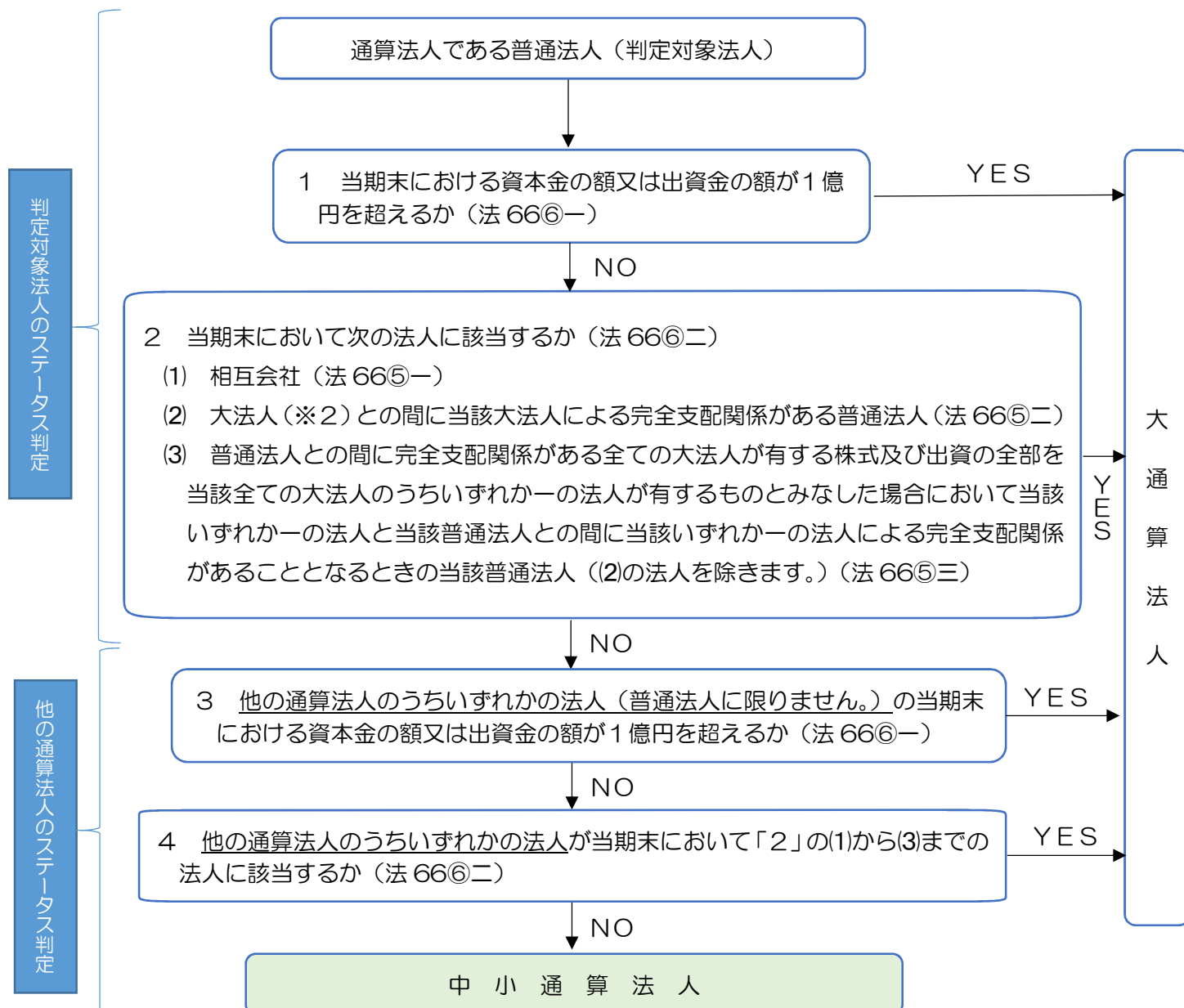


中小通算法人の判定

1 法人税率の軽減措置

通算法人のうち中小通算法人に対しては、軽減対象所得金額（※1）以下の金額について軽減税率（19%）が適用されます（法 66⑥）。通算法人である普通法人が中小通算法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（※1）軽減対象所得金額とは、次の算式により計算した金額をいいます（法 66⑦）。以下2において同じです。
すなわち、年 800 万円を通算グループ内の各中小通算法人の所得金額の比であん分した金額となります。

$$\text{年 800 万円} \times \frac{\text{その中小通算法人の当該各事業年度の所得の金額}}{\text{その中小通算法人の当該各事業年度の所得の金額及び当該各事業年度終了の日においてその中小通算法人との間に通算完全支配関係がある他の中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額の合計額}}$$

（※2）大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

(※3) 判定対象法人である通算法人が中小通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の適用事業年度（その通算法人が法人税率の軽減措置の適用を受けようとする事業年度をいいます。）終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です（法基通 16-5-3）。

(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となります（法 66⑥二）。

2 軽減税率の特例措置

中小通算法人に対しては、軽減対象所得金額以下の金額について軽減税率の特例措置（15%）が適用されます。ただし、その中小通算法人が適用除外事業者（※）に該当する場合には、この特例措置は適用されません。また、その中小通算法人が適用除外事業者に該当しない場合でも、通算グループ内の他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当するときには、この特例措置は適用されません（措法 42 の 3 の 2①）。

(※) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額（設立後 3 年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと、基準年度において通算法人に該当すること等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が 15 億円を超える法人をいいます（措法 42 の 4⑨八）。以下 3 において同じです。

3 通算親法人が協同組合等である場合の軽減税率の適用

(1) 通算親法人である協同組合等の課税関係

通算親法人である協同組合等に対しては、グループ通算制度を適用しない場合と同じ軽減税率（19%）が適用され（法 66③）、軽減対象所得金額（※）以下の金額については軽減税率の特例措置（15%）が適用されます（措法 42 の 3 の 2①③二）。

なお、通算親法人である協同組合等に対する軽減税率の特例措置は、通算グループ内の他の通算法人が適用除外事業者に該当する場合でも適用されます。

(※) 軽減対象所得金額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 3 の 2③二）。

$$\text{年 800 万円} \times \frac{\text{その協同組合等の当該各事業年度の所得の金額}}{\text{その協同組合等の当該各事業年度の所得の金額及び当該各事業年度終了の日においてその協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額の合計額}}$$

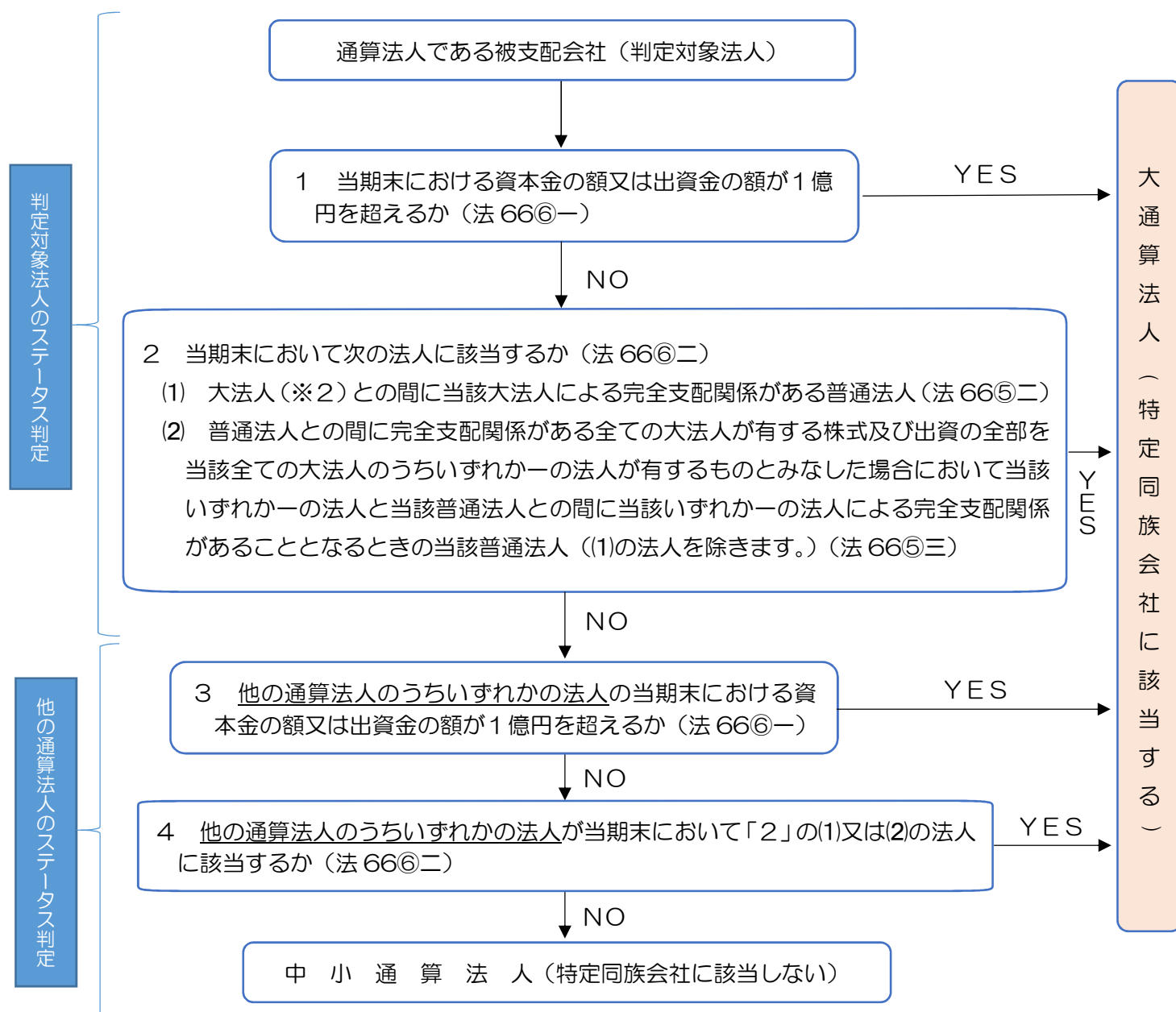
(2) 通算子法人である普通法人の課税関係

通算子法人である普通法人に対する課税関係は、「1」及び「2」と同様です。

なお、「1（※1）」の軽減対象所得金額の計算における「他の中小通算法人」には、通算親法人である協同組合等が含まれます（措法 42 の 3 の 2③三）。

通算法人における特定同族会社の判定

通算法人である被支配会社（※１）が法人税法第 66 条第 6 項に規定する大通算法人である場合には、その通算法人である被支配会社は特定同族会社（法 67①）に該当することとなるため、特定同族会社の特別税率の規定が適用されます。通算法人である被支配会社が大通算法人に該当して特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（※１）被支配会社とは、会社（投資法人を含みます。）の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の 1 人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます（法 67②、令 139 の 7）。

なお、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定することになります（法 67①）。

(※2) 大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

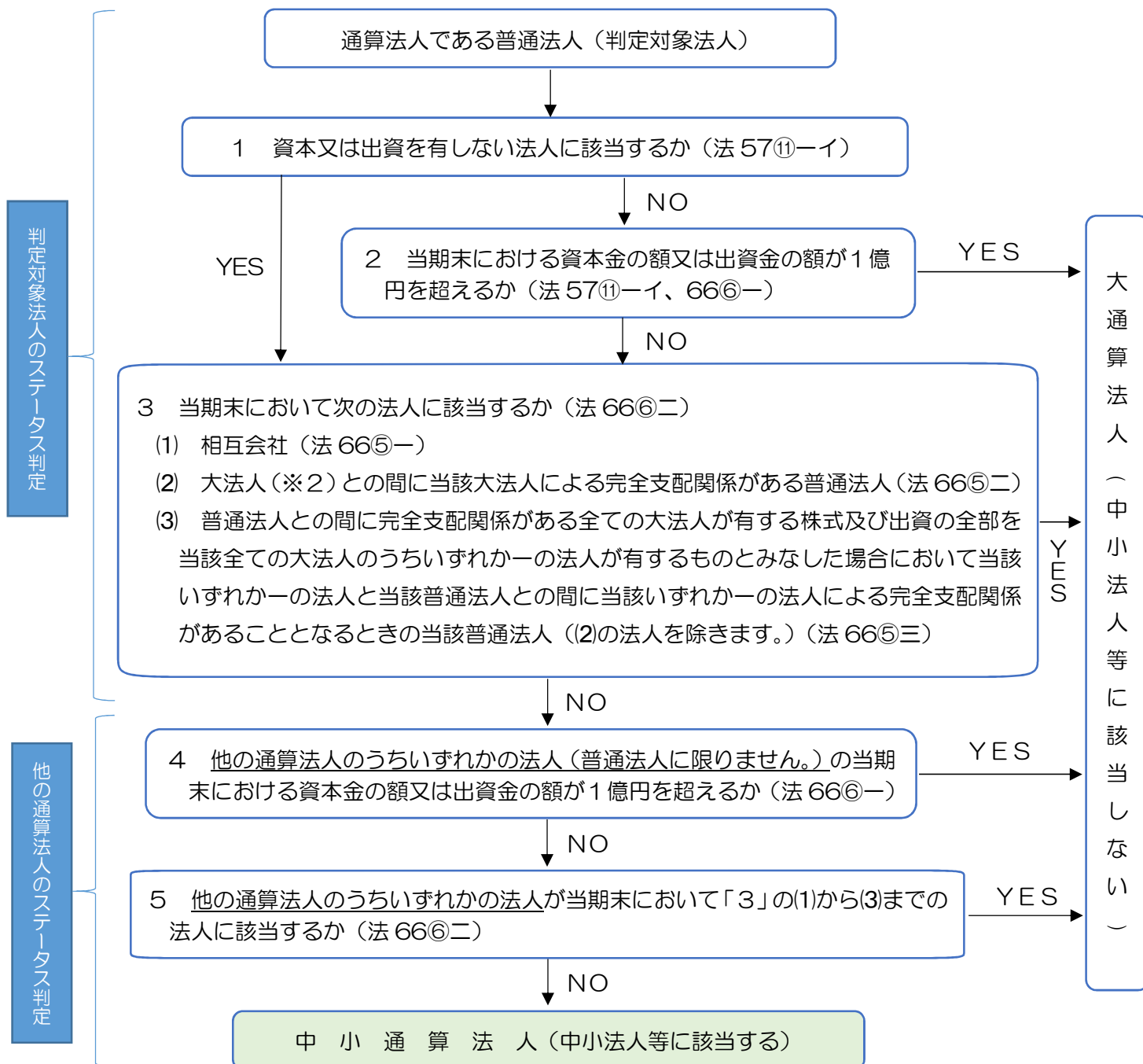
(※3) 判定対象法人である通算法人が大通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の判定事業年度（その通算法人が特定同族会社の特別税率の規定の適用を受けるかどうかの判定をしようとする事業年度をいいます。）終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です。

(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となり（法66⑥二）、特定同族会社に該当することとなります（法令14の6⑥による読替え後の法67①）。

(※5) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

欠損金の繰越しに係る中小通算法人の判定

通算法人である普通法人が法人税法第 66 条第 6 項に規定する中小通算法人である場合には、その通算法人である普通法人は法人税法第 57 条第 11 項第 1 号に規定する中小法人等に該当するため、欠損金の損金算入限度額は各事業年度の所得の金額（所得の金額の 100%相当額）となります（法 57①、⑪一）（※ 1）。通算法人が中小通算法人（中小法人等）に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（※ 1）通算法人である協同組合等における欠損金の損金算入限度額は、各事業年度の所得の金額（所得の金額の 100%相当額）となります（法 57⑪一ロ）。

なお、通算法人における欠損金の繰越控除の規定の適用については、欠損金の通算（法 64 の 7）により算出される損金算入限度超過額を踏まえた損金算入額となります（法 64 の 7 ①三）。

(※2) 大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

(※3) 判定対象法人である通算法人が中小通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の判定事業年度（その通算法人が欠損金の繰越控除の規定の適用を受けようとする事業年度をいいます。）終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です。

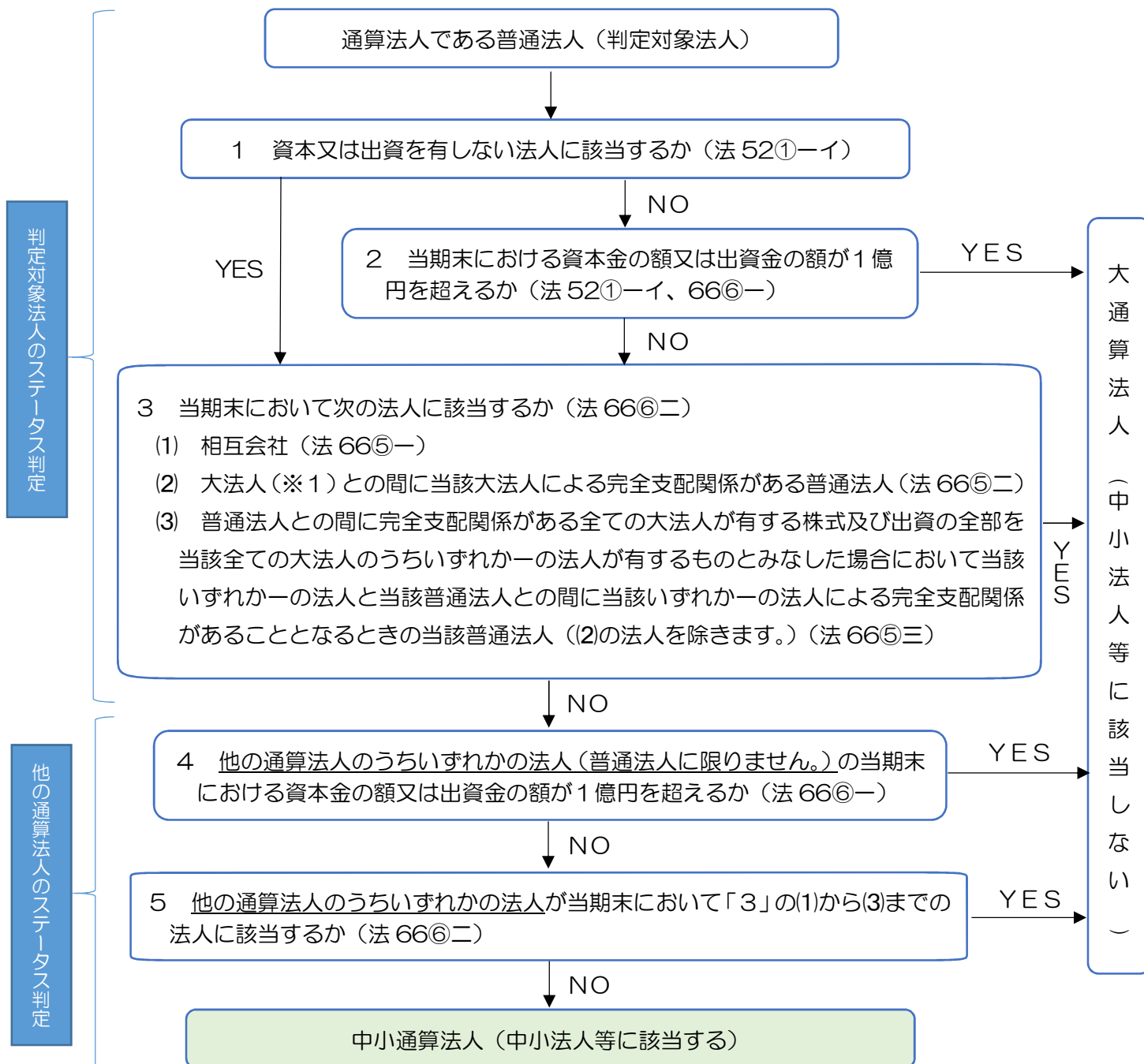
(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となります（法66⑥二）。

(※5) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

貸倒引当金の損金算入に係る中小通算法人の判定

1 貸倒引当金の損金算入

通算法人である普通法人が法人税法第 66 条第 6 項に規定する中小通算法人である場合には、その通算法人である普通法人は、法人税法第 52 条の規定により一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができる同条第 1 項第 1 号に規定する法人（以下「中小法人等」といいます。）に該当します（法 52①②）。通算法人が中小通算法人（中小法人等）に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（※ 1）大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

（※２）通算法人である協同組合等については、法人税法第 52 条の規定により一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます（法 52①一ロ）。

（※３）判定対象法人である通算法人が中小通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の判定事業年度（その通算法人が貸倒引当金の規定の適用を受けようとする事業年度をいいます。）終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です。

（※４）判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となります（法 66⑥二）。

2 法定繰入率を適用することができる場合

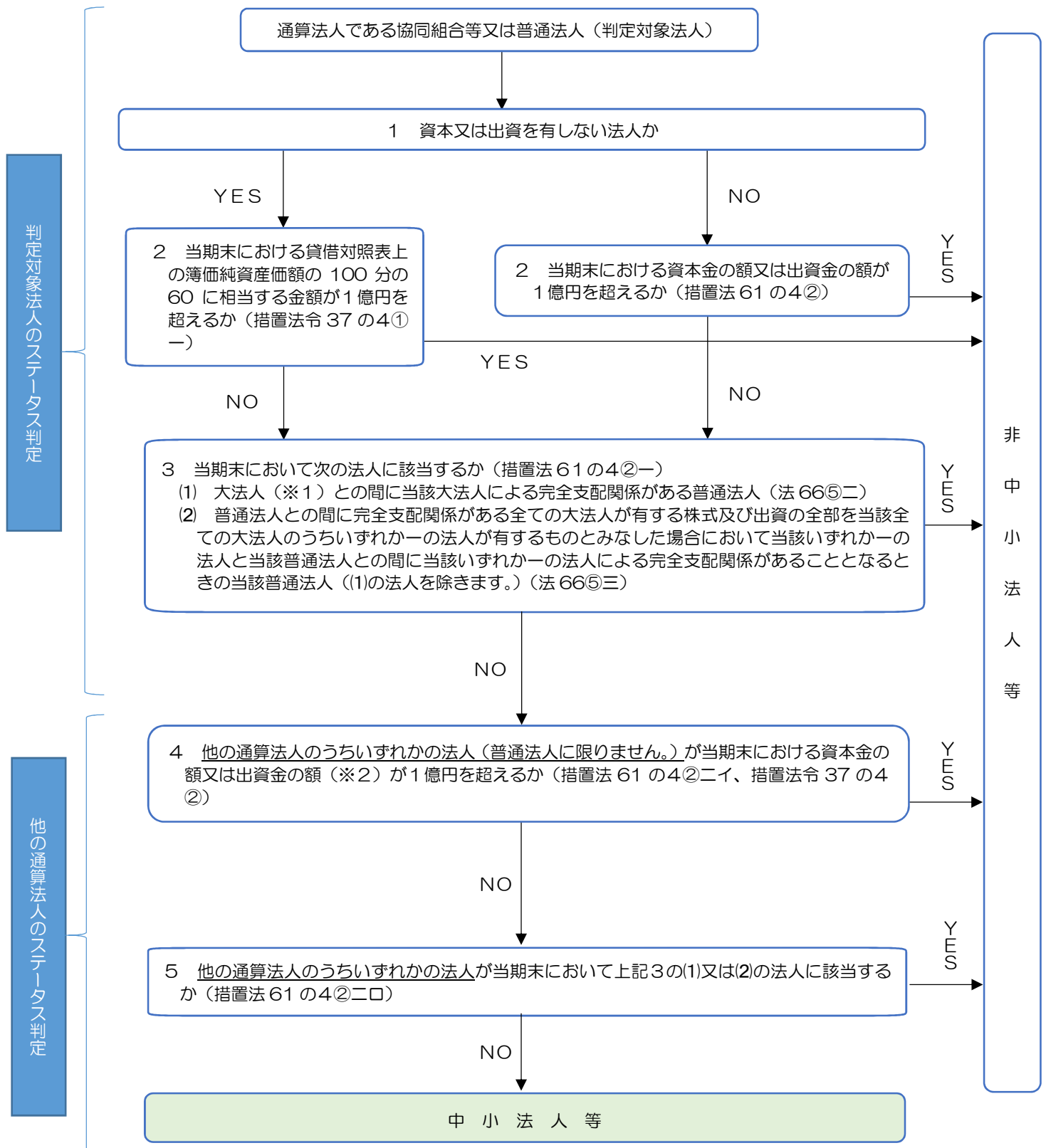
通算法人である普通法人にあっては、中小法人等に該当する場合には、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます（措法 57 の 9①、措令 33 の 7④）。ただし、その中小法人等が適用除外事業者（※１）に該当する場合には、この特例は適用されません。また、その中小法人等が適用除外事業者には該当しない場合でも、通算グループ内の他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当するときには、この特例は適用されません（措法 57 の 9①）。

（※１）適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額（設立後 3 年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用があったこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと、基準年度において通算法人に該当すること等の事由がある場合には、その計算した金額につきその事由の内容に応じ調整を加えた金額となります。）が 15 億円を超える法人をいいます（措法 42 の 4⑯八）。

（※２）通算法人である協同組合等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます（法 52①一ロ、措法 57 の 9①）。

交際費等の損金不算入（定額控除限度額の特例）における中小法人等の判定

通算法人が中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算における定額控除限度額の特例の適用上、通算定額控除限度分配額を定額控除限度額として適用することとされています(措置法 61 の 4 ③二)。
この中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(※1) 大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます（法法 66⑤二）。

イ 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

(※2) 他の通算法人が資本又は出資を有しない通算親法人である場合には、判定対象法人である通算法人の適用年度（その通算法人が措置法第 61 条の 4 に規定する交際費等の損金不算入の適用を受ける事業年度をいいます。以下同じです。）終了の日以前に最後に終了した当該他の通算法人の事業年度終了の日における簿価純資産価額（当該適用年度終了の日以前に終了した当該他の通算法人の事業年度がない場合には、当該他の通算法人の設立の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額）の 60%相当額とします。

(※3) 判定対象法人である通算法人が中小法人等に該当するかどうかの判定は、他の通算法人の適用年度終了の日の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中で通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です（措通 61 の 4(2)－8）。

(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となり（法 66⑥二）、中小法人等には該当しないこととなります（措令 1 の 2 ③による読替え後の措法 61 の 4 ②）。

(※5) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

通算法人が中小企業向け租税特別措置の適用を受ける場合の中小企業者判定等

租税特別措置法には、「中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除」のように中小企業者等のみが適用を受けることができる規定など、中小企業者等に対して異なる取扱いがされる租税特別措置（税額控除や特別償却等）が設けられています。

以下の別表に対応する各租税特別措置については、その適用を受けようとする通算法人が中小企業者等に該当する場合には異なる取扱いがされます（中小企業者の判定については「1」をご確認ください。）。

なお、各租税特別措置の適用を受けようとする通算法人が中小企業者に該当する場合であっても、その通算法人が適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するときには、各租税特別措置の適用関係が異なることとなります（詳細については「2」及び「4」をご確認ください。）。

また、通算親法人が農業協同組合等である場合の取扱いについては、「3」をご確認ください。

(※) 法人税の軽減税率の特例措置、貸倒引当金の繰入限度額の計算における法定繰入率及び交際費等の損金算入限度額の計算における定額控除限度額の特例の適用については「中小通算法人の判定」、「貸倒引当金の損金算入に係る中小通算法人の判定」及び「交際費等の損金不算入（定額控除限度額の特例）における中小法人等の判定」をご参照ください。

別表番号	別 表 名
六(九)	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
六(十)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
六(十四)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
六(十八)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六(二十二)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六(二十三)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六(二十七)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六(三十一)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六(三十二)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
六(三十三)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

1 通算法人における中小企業者の判定

上記表の別表に対応する各租税特別措置を適用する上で通算法人が「中小企業者」に該当するかどうかは、次の判定フロー及び判定表により判定することができます。すなわち、通算グループ内の法人のうちいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合には、その通算グループ内の法人の全てが中小企業者に該当しないこととなります。

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ～ n」の各欄は、判定対象法人又は他の通算法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(※ 1) 大規模法人とは、次のイ～ハの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次の A～C の法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(※ 2) 判定対象法人である通算法人が中小企業者に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の適用事業年度等(その通算法人が別表六(十)など各別表に対応する各租税特別措置の適用を受けようとする事業年度をいいます。)終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です(措通 42 の 4 (3) - 1 等)。

(※ 3) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は中小企業者に該当しません(措令 1 の 2 ③)。

2 通算法人である中小企業者が適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する場合の適用関係

(1) 次の租税特別措置の適用関係

イ 研究開発税制

通算法人である中小企業者が上記の別表六(九)、別表六(十)及び六(十四)に対応する各租税特別措置を適用しようとする場合(3 の場合を除きます。)において、その中小企業者が適用除外事業者(※ 1) (通算加入適用除外事業者(※ 2)を除きます。)に該当するときは、別表六(十)に対応する租税特別措置の適用を受けることはできず、別表六(九)及び六(十四)に対応する各租税特別措置については、それぞれの規定の適用を受けることができるか否かの判定(通算法人の特定税額控除規定の不適用措置の判定(措法 42 の 13 ⑤⑦))が必要となります。

また、その中小企業者が適用除外事業者に該当しない場合でも、通算グループ内の他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者(通算加入適用除外事業者を除きます。)に該当するとき(すなわち、その中小企業者が通算適用除外事業者(※ 3)に該当するとき)は、上記と同様に別表六(十)に対応する租税特別措置の適用を受けることはできず、別表六(九)及び六(十四)に対応する各租税特別措置については、それぞれの規定の適用を受けることができるか否かの判定が必要となります。

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除又は事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除

通算法人である中小企業者が別表六(二十二)、別表六(三十二)及び別表六(三十三)に対応する各租税特別措置を適用しようとする場合において、その中小企業者が適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するときは、これらの各租税特別措置については、それぞれの規定の適用を受けることができるか否かの判定(通算法人の特定税額控除規定の不適用措置の判定(措法 42 の 13 ⑤))が必要となります。

(2) (1)以外の租税特別措置の適用関係

通算法人である中小企業者が次に掲げる別表に対応する各租税特別措置を適用しようとする場合において、その中小企業者が適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するときは、それぞれ次に定める適用関係となります。

イ 別表六(十八)及び別表六(二十七) これらの各租税特別措置の適用を受けることはできません。

ロ 別表六(二十三) 中小企業者向けに緩和された対象設備の取得価額に係る要件に基づきこの租税特別措置の適用を受けることはできません。

ハ 別表六（三十一） この租税特別措置における中小企業者向け特例措置の適用を受けることはできません。

(※1) 適用除外事業者については、4をご確認ください。

(※2) 通算加入適用除外事業者とは、通算法人である法人の上記の各別表に対応する各租税特別措置の適用を受けようとする事業年度終了の日を含む当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日以後に当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった一定の適用除外事業者をいいます（措法42の4 19八の二、措令27の4 ㉓）。

(※3) 通算適用除外事業者とは、通算法人である法人の上記の各別表に対応する各租税特別措置の適用を受けようとする事業年度終了の日においてその通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者（通算加入適用除外事業者を除きます。）に該当する場合におけるその通算法人である法人をいいます（措法42の4 19八の二）。

3 通算親法人が農業協同組合等である通算グループにおける研究開発税制の適用関係

上記の別表六(九)、別表六(十)及び六(十四)に対応する各租税特別措置の適用を受ける通算法人に係る通算親法人である農業協同組合等が(1)の中小通算農業協同組合等に該当する場合には、通算グループ全体でこれらの租税特別措置の適用を受けることができます。通算親法人及び通算子法人の具体的な適用関係は次のとおりです。

(1) 通算親法人である農業協同組合等の適用関係

通算親法人である農業協同組合等（※1）の各事業年度終了の日においてその農業協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（通算子法人）の全てが次のいずれにも該当しない場合（すなわち通算親法人である農業協同組合等が「中小通算農業協同組合等」に該当する場合）には、別表六(九)及び六(十四)は特定税額控除規定の不適用措置の判定をする必要はありません（措法42の4 ④、42の13⑤⑦、措令1の2 ③、27の4 ①）。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 適用除外事業者（通算加入適用除外事業者を除きます。）
- ③ 受託法人

(※1) 農業協同組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいいます（措法42の4 19九）。

(2) 上記(1)の中小通算農業協同組合等を通算親法人とする通算子法人の適用関係

通算子法人の各事業年度（その通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り。）終了の日においてその通算親法人が上記(1)の中小通算農業協同組合等に該当する場合には、その通算子法人が租税特別措置法第42条の4第19項第7号の中小企業者に該当しないとき又は通算親法人である中小通算農業協同組合等が適用除外事業者に該当するときであっても、別表六(九)及び六(十四)は特定税額控除規定の不適用措置の判定をする必要はありません（措法42の4 ④、42の13⑤⑦、措令27の4 ②、27の13⑨）。

4 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、上記の各別表に対応する各租税特別措置の適用を受けようとする法人（以下「判定法人」といいます。）のその事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～④に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4 19八、措令27の4 ㉔～㉞）。

したがって、次の①～④に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、各基準年度の所得金額の合計額を各基準年度の合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

- ① 判定法人の判定対象年度に係る各基準年度で欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用があったこと【2号】
- ② 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当すること【3号】

(注1) 特定合併等とは、法人を設立する合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）で事業を移転するもののうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日までの間に行われたものなど事業を

行う法人を変更させる一定の合併等や、調整対象法人（判定法人に係る通算親法人の事業年度開始の時に於いてその通算親法人との間に通算完全支配関係があった法人のうち適用除外事業者（に該当するもの）を被合併法人とする合併で、判定法人に係る通算親法人の事業年度開始の日の翌日から判定対象年度終了の日までに行われたものをいいます（措令27の4㉔一）。

（注2）一定の方法により特定合併等に係る被合併法人等の設立の日をその合併法人等の設立の日とみなしたとしても、判定対象年度開始の日において判定法人がその設立の日の翌日以後3年を経過していないこととなる場合には②の調整事由から除かれます（措令27の4㉔三）。

③ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時に於いて公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと【4号】

④ 判定法人が外国法人であること【5号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

適用除外事業者の判定表				
設立の日の翌日以後3年を経過していない場合				非該当
調整計算の要否		不要 ・ 要（措置法令第27条の4第26項第（ ）号）		
事業年度		各基準年度の所得金額 （別表一「1」等） （マイナスの場合は0）	(1)に対する法人税の額に係る欠損金の繰戻し還付の金額の計算の基礎となった欠損金相当額	各基準年度の月数
		1	2	3
基準年度	・	円	円	月
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
計				
基準年度の平均所得金額 (((1の計)－(2の計))／(3の計))×12			4	円
(1の計)－(2の計) ((3の計)>36の場合には、 (((1の計)－(2の計))／(3の計))×36の金額)			5	
合併等調整額			6	
計 (5)+(6)			7	
平均所得金額 (7)／3			8	
適用除外事業者の判定 (4)又は(8)>15億円			9	該当・非該当

- イ 調整計算が「不要」となる場合には、「 $((1\text{の計}) / (3\text{の計})) \times 12$ 」の金額を「基準年度の平均所得金額 4」欄に記載し、「適用除外事業者の判定 9」欄において適用除外事業者の判定を行います。
- ロ 判定法人の判定対象年度開始の日において判定法人の設立の日（公益法人等など一定の法人については、新たに収益事業を開始した日など一定の日（措令27の4 ㉔一））の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者該当しません。ただし、上記②の事由に該当する場合は、②の(注2)に該当するときに限られますので御注意ください（措令27の4 ㉔三、㉔一）。
- ハ 上記①～④の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の4 第26項第（ ）号）」欄に該当する号（上記①～④の【 】の号）を記載します（複数の号に該当する場合は全て記載します。）。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「8」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うこととなりますので御注意ください。
- ニ 「合併等調整額 6」には、租税特別措置法施行令第27条の4 第27項第3号から第5号までに規定する合併等調整額を記載します。
- (※) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴い、適用除外事業者の判定に係る次の経過措置が定められています。
- ① 上記ニの合併等調整額の計算において、被合併法人等が連結法人に該当していた期間についての基準年度の平均所得金額の調整計算について、令和2年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4 第23項第3号ロ(1)に規定する被合併事業年度の連結所得の金額は租税特別措置法施行令第27条の4 第27項第3号ロ(1)に規定する被合併事業年度の所得の金額とみなす等、一定の規定が定められています（令和2年6月改正法令等附則43③）。
 - ② 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していた場合における基準年度の平均所得金額の調整計算について、その連結法人に該当していた期間に係る一定の規定が定められています（令和2年6月改正法令等附則43④）。